

第3回 国立市介護保険運営協議会

平成25年5月24日（金）

【林会長】

こんばんは。定刻となりましたので、第3回国立市介護保険運営協議会を始めたいと思います。

それでは、最初の議題ですが、前回の第2回の運協の議事録についてですが、いかがだったでしょうか。何かお気づきの点はございませんでしょうか。特にありませんか。それでは、第2回運協の議事録をこのまま承認ということによろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、承認ということで進めさせていただきます。

それで、今日は議題の数は大変少なく、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の公募について」1つであります。前回の運協で事務局から定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業について、事業内容の簡単な説明と本年度その事業の公募を行いたいという旨の報告をしてもらいました。今回、公募の具体的内容について、公募要領の形で事務局より資料の提出を受けたところであり、その資料の内容について、事務局から説明をしてもらい、皆様から質問、あるいは意見をいただきたいと思います。

それでは、事務局、お願いします。

【事務局】

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、今回皆様に事前に送付させていただきました資料No.18ですが、まことに申しわけございません、本日机上に配付いたしました資料No.18との差しかえをお願いいたします。資料No.19が、現段階ではあくまでたたき台の案ということになりますが、地域密着型介護サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者についての公募の要領の資料になります。そして、順番は逆になりますが、資料No.18につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の公募に当たりまして、審査についての説明という資料になっております。この2つの資料を使いながら、今回の地域密着型サービス事業者の公募の内容等について説明させていただきたいと思います。

まず、資料No.19の2ページ目をごらんください。公募の趣旨としまして、平成24年4月から創設されている定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについて、基盤整備を進めるとともに、サービスの質を確保する観点から、可能な限りよりよいサービス提供が期待できる事業者を選定するため公募を実施し、指定基準等による審査を経て事業者の指定を行うということをうたっております。これにつきましては、他の地域密着型サービスと同様に、公募を行って、公募にパスした者だけを指定するという形態をとることで、事業者同士の乱立を防ぎ、よりよいサービス提供ができる事業者に絞って指定をしていこうということでございます。

そして、2番目にサービス事業の種類と整備年次を示しております。これにつきましては、表題のとおり定期巡回・随時対応型訪問介護看護の種類を公募するということと、整備年次につきましては、平成25～26年度にかけて1事業所を指定していくということイメージでございます。一応目途として、平成26年度上半期までに開設ということをやっております。これもあくまでたたき台でございます。そして、地域密着型サービスにつきましては、この種類だけではなく、例えば小規模多機能型、認知症対応型共同生活介護、グループホームといったほかのサービスにつきましても公募を行っ

ていくという方針でございますので、公募をほかにも行っているということ、あるいは公募を行わないものについて協議に応じる、応じないについてをその下に注意書きとして入れております。これは、他のサービスとの関連を示すためでございます。

次に、公募のスケジュールを掲げております。ここで1点日程の中で、一応たたき台としての日程を立てているんですが、第2次審査（ヒアリング）につきまして9月20日金曜日を予定と書いているんですが、今のところ予定では9月19日木曜日と直したいと考えておりますので、一応お手元の資料を直していただければ幸いです。

そして、公募のスケジュール全体を見渡しますと、平成25年7月に事前相談期間と公募受付期間をスタートする形を考えております。こちらにつきましては、より相談期間を長く取る、あるいは短くするであるとか、まだいかようにも変えることはできると考えますので、皆様のご意見を頂戴できればと思います。そのような形で、8月16日を目途に公募の受け付け自体を締め切ると考えておまして、9月上旬ごろに第1次審査、主に事務局による書類の審査ということになりますが、そちらを行っていくという日程を考えております。先ほど申し上げました第2次審査（ヒアリング）は、運協の委員の皆様実際に応募していただいた事業者の方に対してヒアリングを行っていただくということでございます。第2次審査を行い、翌月10月に選定結果を通知できるように選定していくというスケジュールを組んでおります。

まだ応募の事業者数も不確定でございますので、その下の注意書きに、多数応募があった場合に他の日程の追加もあり得るということ、それから、26年度上半期までの開設を考えてということを上の方の段のところで申し上げましたとおり、選定後こちらのサービスについての利用者の方、被保険者の方や、居宅介護支援事業者になるわけですが、ケアマネ事業所に対する制度の周知について本市と協議してもらおうということを一文添えております。

次に、3ページに進んでいただきまして、公募する基盤整備圏域につきましては、地域密着型サービスは圏域ごとの設定をすることが通常となっておりますが、国立市の場合は市を幾つかの圏域に分ける形ではなく、今回は国立市全域を対象とした公募を行っていくということを挙げております。

次に、「地域密着型サービスの報酬及び基準」という項目がございます。こちらにつきましては、介護報酬の単位は厚生労働大臣が定める単位、つまり通常の国で定めている保険給付どおりの報酬を設定しますということ、それから、事業の人員、設備、運営に関する基準につきましては、国立市が定める基準としますとうたっております。地域密着型サービスにつきましては、市町村が指定基準につきまして条例を定めるということになっております。国立市は、今年の4月1日から施行される国立市独自の条例によって、地域密着型サービスの指定基準を定めております。内容としては、厚生労働省令で定めている従来の国基準と同一のものであるため、この部分を明確にするためこの文章を入れております。

そして、「地域密着型サービス事業予定者の指定方法」というところに進みます。事業者の指定方法として、「①事業者の指定は、介護保険運営協議会の審査に基づき、市長が指定します」、「②審査方式は、書類審査による第1次審査及びヒアリングによる第2次審査を行います」、「③事業者の応募がない場合等は、再度公募を行うことがあります」とあります。これはこのままのとおりです。そして、審査の手順として、第1次審査として指定申請書及び開設提案書による事業実施体制の確認、そして指定基準満たすかどうかを審査します。これが、先ほど申し上げました書類の審査でございます。第2次審査では、ヒアリングによる本事業に対する考え方、理解度及び運営体制等を総

合的に評価する審査を行いますと挙げております。次に、審査結果の通知については、文書により通知するという旨を記載しております。そして、「事業者の公表等」ということで、応募状況について公表を行っていきます。そして、事業者指定後、指定した事業者名及び指定結果を公表しますと記載しております。

公募の手続につきましては、事前に高齢者支援課に予約を入れて、相談をしていただくということをお願いしていきます。そして、この要領に沿った形で指定申請書、開設提案書を提出していただくといった公募の手続方法を記載しております。

次に、指定申請に関する提出書類の一覧でございます。こちらにつきましては、まず指定申請書は国立市で所定の様式をつくって、それを使っていただくという形。次に、定款その他の基本約款は、事業に応募していただく法人の定款がどのような形のものかというのは各法人によってさまざまですので、様式自由で出していただく。そして、法人登記の登記事項証明書というものも出していただきます。これは、地域密着型サービスの運営法人は法人でなければならないというところを受けてのものでございます。そして、介護保険法の78条の2、あるいは115条の12と要項に書いてあるんですが、これはいずれもこの条文に該当している場合は市町村が地域密着型サービスの運営法人として指定してはいけないという条文でございますので、そこに該当していないことを誓約書として出していただく。こちらは、国立市で所定の様式をつくる予定です。そして、事業者の概要として、事業経歴、あるいは実績、事業者の基本的事項や代表者の経歴等、さまざまな事業者の概要を示す項目を様式自由で提出していただくということを用意しております。そして、決算書等ということで、直近1年間の決算書類、あるいは滞納のない証明として納税証明書を出していただくことをお願いするという書類の一覧になっております。

次に、5ページに「開設提案に関する提出書類一覧」とございます。これは、法律上の手続である指定申請関係の書類のほかに、いろいろ応募していただく法人にどういったスタンスで定期巡回・随時対応型のサービスに臨んでいただけるのか出していただきたいということで、こちらで考えている提出書類の一覧でございます。開設提案書は「所定の様式（土地・建物に関する権利関係概要）」とございますが、こちらのほうは、通常ほかのサービス等と共用しているので、タイトルとしては「土地・建物に関する権利関係概要」とあるんですが、基本的には開設提案に関する提出書類のチェックシート的な、一覧、総括表のようなものになっております。そこに一緒に、土地や建物を借りて事業を行うのか、あるいは自前で行うのかといったことを書き込むようになっておるため、「土地・建物に関する権利関係概要」とありますけれども、今回のサービスの内容で考えますと、この権利関係を特段入れていくかどうかというのはまた考えたいと思います。

次に、週間サービス計画表というものを出していただくように思っております。週間サービス計画表といいますのは、通常ケアマネジャーさんが被保険者の方、利用者の方のためにどんなサービスを組み込んでいくかというケアプランを立てた際に、1週間のカレンダーの中で何曜日の何時にどんなサービスを入れるかといったように、その方の1週間の生活をシミュレートするといいますか、プランとして取り組んでいくといった計画表でございます。その計画表を使っていただいて、こちらが提示する状態像の利用者さんに対して、果たしてその事業所さんがどんな頻度で、あるいはどのような形でサービスを入れていくのかということを見させていただくために、3つの条件を示して3種類の計画表を作っていただくということで考えております。事前に送付した資料No.19には、ターミナルケアと進行性の難病者と認知症利用者という3つの状態像を提示さ

せていただきましたが、進行性の難病者という表記につきましては、今は脳血管疾患の重度の後遺症という方を想定したほうがいいのではということで、書きかえを考えております。

次に、事業スケジュールとして、開設までの日程表等を出してもらおう。ここにつきましては、10月に指定する法人を公表したとして、その後実際の開設までにある程度の準備期間をとってもらおうということで、その準備についての日程をどう考えるか、どういった準備に重点を置くのかというのを見させていただく。こちらの備考に括弧書きとして「利用者、居宅介護支援事業者の理解を得るための準備期間も記載してください」と書いております。これは、モデル事業として他県で定期巡回・随時対応のサービスが行われたときに、実際にサービスを行ってみて一番うまくいかなかった点ということで、サービスの内容自体が被保険者の方やケアマネジャーさんになかなか理解してもらえずに、うまくプランに組み込んでもらえなかったということが非常に多く挙げられているということがございまして、私どものほうで利用者さんやケアマネ事業所さんにどのようにこのサービスの正しい姿を理解してもらおうのかというのが非常に重要になってくると考えられますので、そのための準備期間、あるいは準備の方法等をどうとってもらおうのか聞いてみたいということで、ここに項目として入れさせていただいております。

そして、資金計画書につきましては、国立市からの資金補助は今現在考えられておりませんので、人件費であれ事業所のための経費であれ、交付金を見込まない形でどのように経費を見込み、実際に事業を行った際の収入を見込んでいくのかつくってもらおうということでございます。

そして、「従事職員関係」という項目がございます。こちらにつきましては、実際に働いてもらうヘルパーさんについて、どういった形で雇用していくのか、研修体制をどのように組んでいくのか、人員の配置をどうしていくのかといった考え方を示してもらうために、従事職員関係の資料をつくっていただくということでございます。

そして、「衛生管理」は、高齢者の方、しかもある程度ケアが必要な方を対象に行われるサービスでございますので、当然のことながらほかのサービスと同様、感染症の予防体制等についてどのようにとっていかれるのかということを書きいただきます。

そして、「事故防止・安全対策」ということで、万が一の事故にどう対応していくのかということ、それから、あってはならないことなんですが、事故が起きてしまった際の補償等についてどのように考えているのかということで、保険等についても記載していただくということでございます。

次に、「苦情処理」は、とりもなおさずサービスの質の向上のためにも、利用者の方からの苦情についていかに的確に吸い上げて、それをフィードバックしていくのかということが重要になってきますので、苦情処理の体制等についても事業所さんにどのように考え、どのように対応していくのかを提出していただきたいと考えております。

そして、「地域等との連携」は、地域及び医療機関も含む関係機関との連携及び介護・医療連携推進会議の構成員についてということで、定期巡回・随時対応のサービスにつきましては、当然ながら医療が必要な利用者の方を想定しておりますので、主治医であったり医療機関との綿密な連携も必要でございますし、基準の中に介護・医療連携推進会議という会議を定期的に行わなければならないということがうたわれていますので、そういった会議についてのスタンスを記述していただくということでございます。

次に、「環境保護について」ということで、国立市の他の地域密着型サービスの公募についても取り入れている項目でございまして、環境に対する負荷低減のためにどういった形で取り組むのか挙げていただくという項目でございまして。

次の6ページにつきましては、提出書類の体裁ということでございますので、ざっくり見ていただければと思います。

次の7ページに進ませていただきます。7ページにつきましては、下段の「8. 審査の基準等」というところをごらんいただきます。事業者の公募に応募するかどうかということで公募要領を見ていただくんですが、その中で、国立市がどういう審査基準で審査を行うのかということをご事前に知っておいてもらうための項目でございまして、まず、「(1) 運営理念の理解及び基本方針について」ということで、「①事業者公募に応募した理由」というのは至極当然な形だと考えておりますけれども、その次の「②サービスの質を向上させるための方策」、サービスの質自体を向上させるための取り組みをどのように行っていたかできるだけ具体的に聞けたらということで、そういう観点を持っているということをお伝えしたいと思います。

そして、「自己評価や外部評価を受けることに対する考え方」は、こちらの地域密着型サービスは、グループホームや小規模多機能と同様、外部の評価を受けるということが基準に盛り込まれていますので、自己完結するだけでなく外部評価も受けるということに対して、どのように外部の目を意識して取り組んでいくのかこちらとしても考えますということです。

次に、「個人情報の管理に対する考え方」は、ほかの地域密着型サービス、あるいは介護保険のサービス全てにも言えることなんですけれども、対人のサービスということもございまして、個人情報の管理というのはルールにのっとったきちんとした対応をしていただかないと困りますので、データの管理方法も含めた情報管理に対する考え方をこちらにも観点として持っているということをお伝えしたいと思います。

そして、「利用者の状態、意向を配慮したサービス計画の作成の考え方」は、先ほど週間サービス計画表をつくってもらおうということで項目を入れているんですが、これはとりもなおさず利用者の方の状態に応じたサービス計画をつくっていただくということでございまして、このサービス自体でいかに利用者の方に合った形のサービスを考えられるのかこちらとしても重視するというところでございます。

次に、「(2) 地域等との連携について」という項目でございまして、こちらにつきましては、まず「①開設にあたって利用者や居宅介護支援事業者の理解を得るための方策」は、先ほども申し上げましたように、新しいサービスであるがために地域に新規に導入した際にケアマネジャーさんがなかなかサービスの内容を理解できていなかったりするような場合に、うまく利用者さんに合った形のプランの作成ができないといった問題点が出てきた。あるいは、事業者の方もどんなサービスかわからないということで、サービスの導入のときに戸惑ってしまったり、そういうサービスを入れなくてもということになってしまったりしたときに、まさにそういう方にぴったりのことを説明して、プランの内容に納得してもらおうというのがケアマネジャーさんにも必要な要素になってきますので、そういうことも含めて利用者さんや居宅介護支援事業者さんの理解を得なければならないということが最初の連携で、その事業者の他者との連携の中で重要なことだと考えますので、そういった視点を持ってくださいということをお伝えしています。

次に、「利用者の主治の医師との密接な連携をとるための方策」につきましては、サービス種類自体は訪問看護も含めてということになりますので、当然のことながら、利用者の方の主治医の先生、ドクターとも連携がうまくできて、病状の進行、あるいは回復といった医学的な見地からの利用者さんの変化をより正確にキャッチしなければいけないですし、逆に訪問看護で訪問した際に見つけた場合には、素早く主治医に連絡をし

なければいけないといった必要性が考えられますので、各利用者さんの主治医の先生とどのように連携をとっていくのかについて着目していくとごさいます。

次にございます「介護・医療連携推進会議の体制」は、先ほど申し上げました運営基準上にあります会議の開催。これは、事業所だけではなくて医療関係者、地域の住民の方、行政等の連携の会議であるということがございまして、そちらの体制をどう考えていくかとごさいます。

次に、「連携型指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を申請する場合は連携指定訪問看護事業所との連携体制」とごさいます。定期巡回・随時対応のサービスにつきましては、自前で看護師をそろえるものと、訪問看護事業所と連携をとる形で実際のサービスに当たるという連携型のサービスの形態がございます。連携型でサービス事業を行っていく場合は、当然のことながら、より密接な連携を連携相手の訪問看護事業所ととっていかねばいけませんので、訪問看護事業所との連携型で指定を受ける場合には、連携体制をどういうふうにとっていくのか見せてくださいとごさいます。

そして、「指定居宅介護支援事業者との連携体制」は、当然利用者さんのプランの作成、あるいは状態像のモニタリング、アセスメントを行っていくケアマネジャーさんとの連携も非常に重要視されますので、それについてどのような体制をとっていくのか見させていただくということになります。

次に、8ページに進んでいただきます。「(3) 事業運営について」ということで、「運営基盤の安定性」は、あらゆる事業について言えることだと思いますが、まず事業を行う法人自体の運営基盤が安定したものでないと、事業の継続性にもかかわってくることでございますので、安定的な事業の継続をどのように実現していくのかということ、運営基盤の安定性を打ち出してもらうとごさいます。

そして、「資金計画についての方策」は、国立市では補助等は今のところ考えておりませんので、資金についてどのように運用していくのか、その計画性についての内容を提示していただくということごさいます。

次に、「(4) 衛生管理・苦情処理・事故防止体制等について」の「①衛生管理の方策」は、先ほど申し上げましたとおり、ケアが必要な高齢者の方に対して感染症の予防も含めた衛生管理の方策をどのようにとっていくのかということ。

そして、「②苦情処理のための体制」は、先ほどの(1)でも挙がっていたサービスの質の向上ともつながることなんですけれども、苦情をいかにきちんと吸い上げて、いかにきちんと取り組むかということが非常に重要になってきますので、そのための体制を挙げていただくということ。

そして、「事故防止への方策」は、苦情とも絡むことなんですけれども、いろいろな苦情、あるいはひやっとしたというような事故以前の状態であっても、そういった情報をいかにキャッチして、いかに防止策を立てていくかということは全ての介護保険事業者にとって重要なことですので、事故防止への方策をどのように考えているかを示していただく。

次に、「環境保護への取組み」は、先ほど申し上げました各サービスについてお願いしていることごさいます。

「(5) 従事職員関係について」は、先ほど申し上げたこととほとんど一緒でございますけれども、「④オペレーターと計画作成責任者及び訪問介護員等との連携体制」というのがございます。こちらは定期巡回・随時対応というサービスでございますので、随時のコールがあった際にはオペレーターがコールを受け取って、24時間体制でコー

ルをキャッチし、訪問できる訪問介護員、あるいは訪問看護員に連絡をとって、随時のコールに対応していくということでございますので、事業所の中でのオペレーター、計画作成責任者、訪問介護員等それぞれの役割がどのようにうまく連携をとるかということがこのサービスの実現の基本になってきますので、その体制について出してもらおうということでございます。

次に「施設整備面について」ということで、「事業所の立地状況」は、国立市の中のどの位置に事業所を設置していかれるのか出してもらおうことで、その位置について偏り等がないか、市内全域をカバーしやすいか見ていきたいということでございます。

そして、「(7) 指定基準について」というのは、国立市で制定している条例、介護保険法といったルールに抵触していないか審査基準として見ていくということでございます。

そして、事前の相談期間は、先ほどのスケジュールのところにもありましたが、あくまでたたき台ですので、これより長くする、短くするという変更はまだ可能でございます。よろしくご検討ください。

そして、10番が応募したい事業者さんからの質問の方法です。

そして、11番が応募する際の提出先ということになります。

9ページに進みまして、12番の提出期限は、先ほどのスケジュールで挙げた内容と同じにしてあります。

そして、13番のヒアリングにつきましては、一応ここでの記載は9月20日としてありますけれども、9月19日を予定しております。

雑駁ではございますが、資料No.19の公募要領の大まかな説明とさせていただきます。

続きまして、順序が逆になってしまったんですが、資料No.18「地域密着型サービス『定期巡回・随時対応型訪問介護看護』の審査について」は、こういった形で審査を進めるかというのを要約してございます。最初の事務局審査事項につきましては、事務局で書類審査の中で審査していくことがメインになる項目でございます。

次に、運営協議会審査事項として、資料No.18の表面の中段に「運営協議会審査事項」というのがございますが、先ほどの公募要領の審査基準にございました「運営理念の理解及び基本方針について」、「地域等との連携について」、「事業運営について」というタイトルをそのままこちらに移してございます。こういった審査基準についてほぼ全体を運営協議会審査事項として挙げさせていただいております。広くとった分だけ何とか質問を見つける形ではなくて、広くとった中で自由に聞いていけるという形を考えておまして、この6項目について、「問題がない」、「問題があるがこのあたりをこのようにすればよい」、「問題があるので再考を促す必要がある」の3段階を○、△、×という形でつけていただくという審査方法を考えております。

そして、ヒアリング、第2次審査の際の進め方なんですが、応募していただく事業者様の自己紹介から始まって、運協の委員の皆様から質疑をしていただき、質疑終了後、今申しあげました6項目についての○、△、×の判定を持ち寄っていただいて、総合審査ということで審査を進めていきたいと思っております。

一番下の「審査に当たって」というところは裏面に続いているんですが、このところは先ほどの公募要領にあった内容と一緒にございます。こちらの審査基準に照らしていただいて、書類ではわからない点、あるいはほかの委員さんの質問、質疑の中で疑問に思ったこととかがあれば、さらに補足説明を求めていくといった形で質疑をしていたらと思います。

これで資料No.18の説明といただきます。ありがとうございました。

【林会長】

ありがとうございました。かなり時間がかかったんですが、まず公募要領を理解いたしまして、こうした公募をしていいかということと、その後にスケジュールも書いてありましたけれども、審査を運協で行うわけですが、審査の進め方等についてもご説明がありました。

ということで、かなりボリュームがある内容であります。以上の説明を受けて質問事項を出していただきたいと思います。十分に理解できない点、疑問な点がございましたら質問していただいて、こうしたらいいんじゃないかという提案ですとかご意見がありましたら、それでも結構です。出していただければと思います。いかがでしょうか。関戸委員。

【関戸委員】

2回ほど休んでしまったので、私が理解していないだけかもしれないんですが、基本的に募集するに当たって、大体の事業というか、実際に例えば定期巡回等の訪問介護をやる場合に、どのくらいの利用者がいるのかということのおおよそのシミュレーションをやらないと、応募する側では実際にそういう事業をまずやっていいかどうかという点と、やった場合にどのくらいの仕事の分量があるのか、それに対する報酬がどれくらいある程度読めないと、応募が難しいのではないかと思ったんですが、その辺の提案というか資料の提供はあるのでしょうか。

【林会長】

国立市において、このサービスの需要がどのように見込まれているのかということだと思うんですが、事務局、いかがでしょうか。

【事務局】

どの程度あるというような細かな分析はしていませんけれども、ただ、医療を必要とした在宅で生活する方はかなり増えていますので、特に先ほど言いましたターミナルケア、末期のがんの方なんかですと、短期間に集中的にサービスを入れていくという可能性があるので、このサービスは非常に有効だという感触は持っております。

【林会長】

先ほど週間サービス計画表をつくって提出してほしいというのがありましたけれども、資料19の5ページの③の週間サービス計画表では、「以下の状態像の各利用者を想定した」ということで、①がターミナルケア、②が進行性の難病者ではなくて脳血管障害の重度の方、それと、認知症利用者ということ想定しているので、こういう利用者は相当数いるということによろしいですか。

【事務局】

相当数というか、ある一定程度は認定していますので、実際のところターミナルケアにつきましては結構増えていまして、一回の審査会で30件近くあるんですが、そのうち二、三件は必ず出ている状態ですので、それを月7回程度やっていますので、相当対象者はいられる状況ではあります。今地域ケア会議とかでケース検討会もやっていますが、このサービスがあったら非常に有効じゃないかという例も見受けられますので、た

だ、数値的に事業者さんが展開していただく、20ケースあるとか数までは出せないという状況ではあります。

【林会長】

いかがでしょうか。関戸委員。

【関戸委員】

今の程度だと、応募する側にとって従業員の配置というか人数だとか、そういうことがなかなか読めないのかなという気がするんですけども、もう少し具体的に最大値はこうだろう、最小値でもこれぐらいだろうというのは出せないんでしょうか。

【林会長】

事務局、どうぞ。

【事務局】

今実際展開したいという事業所さんが相談に来ていまして、20人程度いらっしゃれば大体採算がとれるというお話は何っております。

【林会長】

ありがとうございます。よろしいですかね。ほかに。那須委員。

【那須委員】

公募の趣旨について、馬場さんの説明のときに「乱立を防ぎ」という言葉が入ったんですけども、事業所が1つという風にもう決まっているんですよ。乱立が考えられるというのは、どういう場合ですかね。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

乱立を防ぎといいますのは、公募による指定をとらないで、自由に手を挙げた者にどんどん指定していってしまうと、ということでございます。通常グループホームとかも今まで公募の手法をとってきましたのは、もし先着順にした場合は、早い者勝ちでサービス提供の質がいいか悪いかを問うことができず決まってしまうし、先着順ではなくて来たものは全部ということであれば乱立になってしまいます。ある程度の数の事業者さんに手を挙げていただいて、その中から選ぶという手法をとることで、一定程度以上の質を担保することを目標としながら、それでいて数が多くなり過ぎて、本来だったらうまくいっていたはずの事業所が、利用者さんを確保できなくて撤退してしまうといったようなことがないようにという趣旨での乱立という言葉でございました。説明が足りなくて申しわけございません。

【那須委員】

わかりました。ありがとうございました。

その後で、課長の説明で今20人ぐらいいれば採算がとれるだろうという、相談もあ

ったということですから、見込めるというか、応募者が複数来られる可能性があるわけですね。非常に難しいので、1事業者と言っている、もしかしてそれが成立しないこともあり得るのかなとちょっと不安になったんですけどね。

【林会長】
事務局。

【事務局】
複数出るかどうかというのはまだちょっとわからないんですが、今のところ1事業者さんがご相談には来ております。

【那須委員】
わかりました。どうもありがとうございました。

【林会長】
ほかにいかがでしょうか。

【山路委員】
よろしいですか。

【林会長】
山路委員。

【山路委員】
これは質問というより意見ですが、7ページの「審査の基準等」の「(2)地域等との連携について」の②のところで、「利用者の主治の医師との密接な連携をとるための方策」とあるんですけども、要するに密接な連携をとろうとするのは当たり前のことだし、とらない事業者はいないと思うんですが、ここで留意する必要があるのは、むしろ医師の側の問題ですよ。それで、地域の開業医の方々の中には、そういう連携についてきちんとした対応をしないお医者さんが残念ながらいらっしゃるんですね。これは東村山の審議会の中でも出たことですけども、あるケアマネがどうしても連絡をとりたいたいということでかかりつけ医に連絡したら、診察中だからうるさいとってどなられたというケースがあります。二度とそんなお医者さんには連絡しませんよ。そういうマインドを持っておられる方は残念ながらいらっしゃるということ。

もう一つは、特に開業時間が終わった後の連絡がほとんどの診療所のお医者さんととれないということですよ。今回の場合、これだけの24時間ケアということが必要になってくるわけだから、それについて連絡先をきちんとしろということ。市のほうとしては大変でしょうけれども、これは市と医師会の問題だと思うんですけどね。地域包括支援センターというのは、医療と介護の連携が大きな柱になっていますので、むしろそこら辺のところの要望をこの際改めて開業医に対してしていただきたい。ちょうどいい機会ですから、連絡先をきちんとしろということと、こういうことの間い合わせがあったときにちゃんと対応しろということとを申し入れていただきたいと思うんです。これはこれからの大きな課題です。事務局のほうから、何かご回答があればいただきたい。

【林会長】

ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。お願いします。

【事務局】

じゃあ、お答えしたいと思います。今日副会長の新田先生がいらっしゃらないということがありますがけれども、従前国立はケアマネタイムというのをやっていたけれども、かなり時がたってしまって、それがうまく機能していないということもあろうかと思しますので、そのあたりの再構築ができるのかどうなのかということが1点あろうかなとも思っています。また、地域の主治医の先生方との連携というのは今おっしゃったとおりだと思いますので、新田先生ともお話をさせていただいて。アプローチの仕方というのはあろうかと思えます。その辺はどのやり方がいいのか模索させていただいて、医療と介護の連携というのは私たちの目指すところでございますので、そのあたりについては適宜といいますか適切にやっていきたいと考えております。

以上でございます。

【林会長】

山路委員。

【山路委員】

ですから、繰り返しになりますけれども、2番目の密接な連携をとるための方策を事業者に求めるのは酷というか、あまり意味がないことですよ。とろうとするのは当たり前前の話ですからね。むしろ、そういう体制がとりやすいような体制をどう整備するのか。そのところが一番大事なことです。方法としては、頭ごなしに市役所のほうから各医師にそういう通達を出してもなかなか言うことは聞かないでしょうから、医師会と連携をとって。次回新田先生が来られたときに、改めて新田先生のほうからきちっとそういうことについて内部的に話し合いを進めていただきたいということを私のほうから申し上げますが、そういうことのコンセンサスをとって、地域の開業医の方々にもっと協力的な姿勢を促すということはぜひ必要だと思いますので、あえて申し上げておきたいと思えます。

【林会長】

ありがとうございます。

【那須委員】

すいません、もう一つ。

【林会長】

今のに関連してですか。

【那須委員】

あっ。

【林会長】

じゃあ、今のに関連して、公募要領を今日決定するわけでは……、資料19の決定は

いつですか。今の項目を入れるか落とすかというのは。

【事務局】

今日皆様にご議論いただいて決めていきたいとは思いますが、今日が決定ということではなくて大丈夫です。特に今日は新田先生に来ていただいているのに、医師会絡みのことまで含めて決定はちょっと難しいと思いますので。

【林会長】

わかりました。じゃあ、那須委員どうぞ。

【那須委員】

同じ7ページですけれども、「審査の基準等」で、自己評価はもちろんですが、「外部評価を受けることに対する考え方」とありますが、外部評価というのは具体的には例えばどういうところが考えられるんですか。教えてください。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

外部評価につきましては、現在グループホームや小規模多機能でもそうなんですが、第三者評価という名称で外部の一定の資格を持った会社、法人といったところに評価をしてもらうための費用を支払って、事業内容の進め方やその内容についてのフィードバックはどうかといったところも含めて、第三者の目から見たその事業所のサービス提供のあり方を点数をつける形で評価を行って、それを東京都で主催している「とうきょう福祉ナビゲーション」というインターネット上のサイトで公開するというのをやっております。

【那須委員】

これは定期的に行われるものですね。

【事務局】

そうですね。定期的に行われています。

【那須委員】

わかりました。

【林会長】

今やっている定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限らず、事業の種類においては外部評価が義務づけられているんですか。そうではないんですか。

【事務局】

運営基準上義務づけられております。

【林会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。木藤委員。

【木藤委員】

2つほど質問させてください。1つは私が不勉強で確認なんですけど、先ほど那須委員が言われていたことなんですけど、乱立ということで公募をかけて指定していくということなんですけど、市のほうで指定ということなんですけど、事業者を1つに決めましたと。仮にその後から出てきたときに、それは拒否できるんですか。

【事務局】

指定権につきましては市町村が持っておりますので、事業計画に基づいた数が満たされているということであれば、拒否することはできるはずですよ。

【木藤委員】

ただ、事業計画というのが、先ほどの議論の中でもありましたように、ニーズがきちんとなっていないということの中で、例えば20人でもう打ちどめですという形の事業計画ができるということですか。

【事務局】

よろしいですか。

【林会長】

事務局。

【事務局】

このサービスに関しては事業計画上うたっておりませんので、ただ、市の方針としていろいろ介護の連携で24時間、365日安心・安全のサービスとしては非常に有効なものということで、前回運協の皆さんのご了解をいただいて公募するというにさせていただきました。ただ、これは新サービスですので、こちらもどういう展開になるかというのは全く把握できませんので、一応国立市としてはまず1事業者を公募していったら、もう少し必要だという状況が出てくるとお思いますので、そのときに皆さんにお諮りして、増やす方向であれば再度順次公募していけるとお思います。

【林会長】

木藤委員。

【木藤委員】

基本的にはそれほど手を挙げてこないだろうという想定の中で、今後は必要があればまた次期の計画か何かという形になるかということですね。

【事務局】

はい。

【木藤委員】

それから、具体的な審査の方法なんですけれども、○、△、×という形なんですけど、

これは我々が6項目を○、△、×という形で決めて、仮に複数の事業者が出てきたときに、どう比較するんですか。○の数が多いほうが機械的に行くのか、それとも、おそらく○がどこについているか、×がどこについているかというところでも違うと思いますから、最終的に点数にはならないと思うので、そこら辺は合議か何かして決めるという形でよろしいでしょうか。

【林会長】

事務局。

【事務局】

基本的には複数の事業者さんがあった場合は、今回1事業者さんを選定していただきますので、同点になった場合はさらに合議をしていただく必要が出てくると思います。

【木藤委員】

同点じゃなくても、内容によって違ってくると思うんですよね。仮に○がこちらの事業者さんのほうが多い、でも、×が重要なところについているとかいうことは当然出てくると思うんですよね。△でもいいですよ。△の数がこっちのほうが多いと。その場合は、やはり合議で決めていくという形になるんですかね。事務的に○の数、△の数ではないと理解してよろしいですか。

【事務局】

記号の数ではなくて、審査の進め方として挙げた資料18の下段のほうに「質疑終了後総合審査」と記載させていただきましたけれども、当然ここに×があったらまずいだろうというところに×があって、でもほかは○という事業所も想定されますので、機械的な処理ということは考えずに、総合的に皆様に合議していただいて決めていきたいと考えております。

【林会長】

木藤委員。

【木藤委員】

そうすると、おそらく○、△、×の意味がないような気がするんですけども、ポイントを挙げていただくのは構わないんですが、それらのポイントについて全体で総合的に審査したほうがいいんじゃないのかな。これは意見です。

【林会長】

審査の実際のやり方については、審査票などをつくりながら議論していくのがいいのかなと思います。ほかに。伊藤委員。

【伊藤委員】

公募するに当たって、なるたけたくさん事業者さんに手を挙げていただくに越したことはないと思うんですけども、前回市のほうに140坪ほどの土地の寄附があったというお話があったかと思うんですけども、第一種低層で50、100の地域だったと思うんですけども、それを定借なり何なり契約の方法はいろいろあるかと思うんですけども、

一つ公募のときの条件として、市として提示するというお考えはないのでしょうか。

【林会長】

事務局。

【事務局】

今回は定期巡回・随時対応型サービスの公募になりますので、一度に2つはできませんので、そちらはまた別の機会に公募の要領とかを提示させていただきますので、今回は定期巡回のみということをお願いしたいと思います。

【伊藤委員】

ですので、その拠点としての提供という意味です。

【事務局】

東2丁目の寄贈地につきましては、小規模多機能ということで公募をする予定でおります。

【伊藤委員】

そっちで設定されているわけですね。わかりました。

【林会長】

ほかにかがででしょうか。林委員。

【林（瑞）委員】

定期巡回については、どこの市町村もかなり苦戦している状況だと思うんです。今回事前に手を挙げた事業者いるだけでもすごいなと私は思っていて、このまま1事業者の公募というところで審査をした中で、やはり難しいということがあれば、そこは承認しないということも一応審査の中では考えているかどうか教えてください。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

サービスの質がよくないという結論であれば、やむを得ないと思っていますので、手を挙げてくれる事業者さんが少ないからといって、そこを指定するという考え方はありませんので、よろしく願いいたします。

【林会長】

林委員。

【林（瑞）委員】

例えばそういう場合で、実際には定期巡回の場合は多分オペレーターを24時間配置して、必要な通信機器等が出てくると思うので、土地とかということじゃなくて、多少なりともそういう市からの補助等をつけながら、再度公募をかけるということは今後考

えられるのでしょうか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

今のところ市からの金銭面の補助というのは考えておりません。

【林会長】

24時間365日ですから、オペレーターも1人じゃ足りないわけですよね。そうすると、資料19の4ページの「⑤事業者概要」の二で「オペレーターの氏名・生年月日・経歴」って、ここまで書けるんですかね。1人だけでもいればということですかね。

【事務局】

「オペレーターの氏名・生年月日・経歴」ということなんですけれども、あくまで現段階では公募に対する応募ということですので、既に事業を行っている事業所さんであれば、こういった具体的な名前を挙げられるかもしれませんが、新規に入ってくるような場合は当然そこは挙げられないということも考えられますので、こちらについては事業所からの相談に応じながらという形で、必ず誰でという名前が入ってなくてもいたし方ないところのかなとは考えております。一応指定申請の際には、今後オペレーターがかわったときには、変更の届けにつなぐとかいったようなあくまで事務的な手続もありまして、こういった形で項目として挙げてはおりますが、必ず入れないと公募ができないとは考えておりません。

【林会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。中川委員、ないですか。

【中川委員】

運営のほうは、こういうケースはいかがかなと思っていました。定期巡回のほうのスタッフは事前に確保は可能だと思います。どの程度の頻度で随時入ってくるかわかりませんので、例えば老健とかで日中、24時間お世話させてもらっていますが、スタッフは十分おりますので、老健基準を上回った人員基準でやっているケースなんですけど、随時の場合に、このケースは夜も老健から派遣すると。夜も看護婦さんたちがいますので、こういうケースは成り立つかどうか確認しておいてもらえればありがたいですね。このサービスが出たときに、オーケーというのを書類で見たことがあるものですから、もしそういうものが通るのであれば、自分たちはこういう形で多機能なサービスを持っていますので、正式に公募というのが出ましたので、持ち帰って検討してみようかなと思っています。

【林会長】

今のは、質問としては、老健の職員が兼任みたいな形でもいいのかということですか。

【中川委員】

そうです。人員基準を老健としてクリアしている場合に、国から出ている人員基準を

オーバーする場合に限定した場合ですね。後で結構ですので。

【事務局】

老健さんでオーケーというのは、確認してまたご連絡したいと思います。

【林会長】

林委員。

【林（瑞）委員】

多分港区のモデル事業で、特養が介護職員を増配置して、当然施設は24時間やっているんで、何かあればそこで対応して、オペレーターも基本的には施設併設で構わないので、施設の職員がやっているという例はありました。

【林会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。福住委員。

【福住委員】

先ほど林委員からもあったんですが、どこの市町村でも苦戦しているというのは私も聞いたりしているんですけども、例えば国分寺とか立川とか近隣の市で実施している中で、何かトラブルとか参考にできるような意見とか、ヒアリングみたいなものはされているんでしょうか。

【林会長】

近隣の市の状況ということですよ。

【福住委員】

はい。

【林会長】

事務局、いかがでしょう。

【事務局】

ほとんどの市町村が今年度公募……、昨年から行っているところも多少あるんですけども、隣の立川市はついせんだって指定したというお話でしたので、新規参入が多いので、どういう問題が出てくるというのは、これから出てくるんじゃないかなと思っております。この近辺だと、立川市さん、国分寺市さんでも昨年、ただ、事業展開は今年からというお話は聞いています。

【林会長】

福住委員。

【福住委員】

せっかくこうやって公募で選ぶので、選んでから立ち行かなくなったということができるだけないような形で、できれば近隣だったりおっしゃるような港区とかのいいとこ

ろとか課題になっているところを参考にできないのかなと思いました。

【林会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。特にございませんか。

【福住委員】

今の意見に対してはどうですかね。

【林会長】

情報収集ですね。

【福住委員】

はい。

【事務局】

既に事業展開しているところの状況とか問題点は、これから収集してきたいと思います。今回指定してから準備期間を結構とらせていただきますので、その間にこういう問題点があるという準備期間は十分とらせていただければと思いますので、あった場合は改善等もその中でやっていただければとは考えております。

【福住委員】

わかりました。ありがとうございます。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。それでは、この議題はまた次回もやるような形になりますかね。

【事務局】

そうですね。

【林会長】

それでは、予定していた議題はこれ1つなんですが、その他で何か事務局からございますか。

【事務局】

次回の日程についてなんですが、6月28日を考えておるのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

通常は第3金曜日なんですが、1週間ずれますので、そこで一応公募要領を確定したいと思っていますので、よろしく願いいたします。

【林会長】

第4金曜日になるということですね。

【事務局】

そうですね。

【林会長】

ということです。よろしいでしょうか。では、次回は6月28日金曜日ということで、よろしく申し上げます。

委員の皆様から何かその他でございませんか。よろしいですか。

それでは、今日はこれで閉会としたいと思います。どうもお疲れさまでした。

－終了－（20：15）